

## 11-12 世紀フランドル伯文書の伝来状況

青山由美子

### はじめに

11-12 世紀におけるフランドル伯の文書局は、世俗領邦君主のものとしては、ノルマンディ公の文書局と並んで西ヨーロッパ随一の発達を遂げたとされている(1)。このような発達が、中世盛期フランドル伯領の自立と繁栄を生み出した2大要因のひとつであった。そのような重要性をもつ伯の文書局について、報告者は、次の三点に関して、実態の解明を目指している。第1に人的構成、第2に業務内容、そして第3にカンケラリウスという肩書きの使用法である(文献[29])。

ただし、今までの調査には、史料学・史料論的な考察が欠如していた。その欠落を埋める第1歩として、主要史料であるフランドル伯文書の現存状況および伝来状況の調査を試みた(文献[1][2][5])。

### (1) 全般的な特徴と変化(2)

調査した伯文書は、11世紀後半から12世紀後半までのおよそ100年の間に発給され426通である。この時期は、フランドル伯の文書局にとっての最初の100年間にあたる。この間、現在まで伝来する伯文書の数は増え続けている。その原因としてはまず、当時フランドル伯が発給する文書の数が実際増加していったことが想定される。と同時に想定すべきなのは、伯の文書を受領した受益者がそれを何らかのかたちで残しておこうとする意識を強めたことであろう。

では、当時の伯文書を受取った受益者とは、どのような団体もしくは個人であったのだろうか。そのほとんど、約90%がフランドル伯領内の教会や修道院であった。しかも、この傾向は、今回の調査対象である100年を通して変化しない。

ただし、時間の経過とともに、都市や農村がフランドル伯の文書の受益者となる機会が増えていった。ここで「都市や農村」に分類した受益者のうち、大半は都市的な集住地である。このような変化は、都市社会フランドルが成立しつつあった、当時の大きな社会変容を反映するものと言えよう。

とはいえ、フランドル伯文書がどのように現在まで伝来されたのかを調べると、圧倒的に多いルートは、教会や修道院を経由している。まず、100年通しての特徴として、伝来する伯文書のおよそ半数がカルチュレールを通して現在まで伝わっている。その作成主体のほとんどが、受益者である教会や修道院なのである(3)。しかも、この傾向は、伝来文書数の増加にかかわらず100年を通して認められる。

そこで、改めて、カルチュレールに収められていない文書も含めて、伝来が受益者経由である割合を調べた。すると、100年を通して変わらず、現存するすべての文書のうち過半

数が受益者を經由して伝来していた。

次に、伝来する文書が、オリジナルや単体の写本のかたちで文書館や図書館に保存されているのか、あるいは編纂されたカルチュレールの中に収められているのか、二通りに分けて同様の調査を行った。すると、後者のカルチュレールの場合、時間の経過にかかわらず約 90%前後の伝来が受益者関連であることが確かめられた。この場合、受益者関連とは、受益者である教会や修道院が作成したカルチュレールにフランドル伯の文書が収められていることを意味する。一方、文書館に単体で保管されている場合、受益者関連の割合は、カルチュレールの場合のほぼ半分と低い。この場合の受益者関連とは、伯文書が受益者単体でまとめられて文書館や図書館に保存されていることを意味する。単体の場合受益者関連の割合が低い理由として考えられるのは、伯の文書が文書館や図書館において受益者とは切り離されて分類されたことであろう。

## (2) 現存状況

その点に関連して次に調査したのは、現在伯の文書が保管されている文書館や図書館がどこに存在するのかがである。11-12 世紀のフランドル伯領は、現在のベルギーとフランスにまたがる領域をしめていた。そのため、フランドル伯領南部の受益者が保管していた伯の文書は、近世以降フランスの文書館や図書館に移されたと考えられる。特徴的なのは、そのような経緯でフランスの文書館などに保存されている文書が、現存するオリジナルや単体の写本のうちほぼ半分以上を占めているという点である。この特徴は、100 年を通して変わることはない。

その理由とは、何か。ひとつ想定しうるのは、フランスとベルギーのアーカイヴズ史の違いではないだろうか。現在のベルギーに相当する地域は、中世後期そして近世以降次々とさまざまな外国支配の下におかれた。一方、フランスでは相対的に中央集権的なかたちで過去の記録と記憶の管理が進められたと考えられるからである。

続いて、より詳細に、どの文書館ないし図書館に伯の文書のオリジナルや単体の写本が何通保管されているのか、どのカルチュレールが伯の文書を何通含んでいるのかについて調査した。まず明らかになったのは、伯の文書は、少数の特定の文書館や図書館に集中して保管されているということである。しかも、全体のほぼ半分以上を占める上位 3 つの文書館ないし図書館のうち、2 つはフランスにある(4)。これら上位 3 つの文書館および図書館については、各館がなぜ現在なお 11-12 世紀フランドル伯の文書をまとめて保管するにいたったのか、その経緯を把握する必要がある。そのための作業の第一歩は、後述する「伝来過程」の部分で紹介する。

一方、90 ものカルチュレールを經由してフランドル伯の文書が伝来していることも確認された。文書館や図書館の場合と対照的に、特定のカルチュレールに事例が集中しているとは言えない。むしろ重要なのは、次の点であろう。11 - 12 世紀フランドル伯の文書のうち、カルチュレール経由で伝来しているものはおよそ半数である。伯文書の半数は、文書

を受領した数多くの多様な教会や修道院の意志と努力によって現在まで伝えられたのである。この点をふまえると、従来の報告者のように、刊行された伯の文書集を用いれば伯の文書局の実態を明らかにしようと素朴に考えることはもはや不可能である。

特に最も多くの伯文書を伝えている上位 5 位までのカルチュレールについては、それぞれの編纂および伝来過程を調査する必要があるだろう。上位 5 位までのうち 1 位から 4 位までは、現在のフランスに含まれる修道院のカルチュレールである。特にブルブール(Bourbourg)の修道院のカルチュレールの伝える文書数は、18 通で第 1 位、カルチュレール経由で伝来する伯文書全ての約 8%を占めている(5)。

また、見方を変えれば、上位 5 位に入るカルチュレールのうち 4 冊は、北海沿岸部に存在した教会や修道院によるものである。この 5 冊のカルチュレールに比較的多くの伯の文書が含まれている原因は、近世以降のアーカイヴズ史にあるのか、あるいは中世盛期当時の北海沿岸部の教会・修道院文化にあるのだろうか。この問題に今後取り組むための手がかりとして指摘しうるのが、北海沿岸部、特に都市サン・トメールを中心とする地域には、11-12 世紀フランドル伯領随一の教会・修道院文化圏が存在していたことである(6)。

### (3) 発給状況

以上のように伯文書の現存状況に着目すると、重要と思われてくるのは、後代のカルチュレール編纂でありアーカイヴズ史であった。しかし、一方、文書の発給状況が直接その現存状況に反映されているケースも少なくないはずである。発給当時の状況を知る第一歩として、文書の受益者とその所在地に関しても調査を行った。

個々の受益者は、総計 138 にのぼる。そのうち、伯文書を最も多く受領した上位 4 つの修道院と教会で、全受益者数の 22%を占めている。これらの修道院と教会は、いずれも、先の現存状況の調査において、伯文書を最も多く伝来させていた文書館およびカルチュレールに関連するものである。10 年毎の変化をおってみると、伯文書を最も多く伝えている受益者であるブルブールの修道院が、1100 年代から 1120 年代にかけて集中的に伯文書を伝来させている(7)。

次に、受益者の所在地を調べてみると、総計 95 にのぼった。伯文書を受領した受益者が最も多く存在する上位 3 つの都市で、全体の 25%を占めている。これらの都市は、すべて、先の現存状況の調査において上位に位置していた文書館やカルチュレールに関連している(8)。

さらに、受益者がフランドル伯領内部の東西南北のいずれの地域に、もしくは伯領の外部に存在するのかについても調査した。傑出して数多く確認されたのは、北海に面する西部で、全体の 36%をしめる。続くのは、全体の 22%をしめる南部である。西部と南部で、全体の過半数をしめていた。西部と南部に共通するのは、伯領外部へのルートを含む地域として重要であったということである。ただし、先に確認した現存状況と照らし合わせてみると、西部と南部では違いが確認された。つまり、西部と南部の受益者が、最も多くの

伯文書を伝えている文書館やカルチュレールと関連しているかどうかを調べると、西部に関してより多くの情報が重なっていた。よって、地域別の受益者の多少がどのような意味をもつのかを考える際には、二つの可能性を想定する必要がある。すなわち、文書発給当時に特殊な地域として重要であったのか、あるいはその後の伝来過程に特殊性があったのか。

地域に関しても 10 年ごとの変化をおってみると、年代ごとに特徴が認められた。まず、1100 年代から 1130 年代にかけては、西部、南部、そして内陸部である東部の順に、受益者を多く含む地域として存在感を増していた。続いて、1140 年代から 1160 年代にかけては、時に中央部をもふくめ三ないし四地域のバランスがとれてくる。一貫して北部の存在感は薄い。この特徴は、次に述べる伯文書の発給地に関する情報と比較すると、明らかに対照的である。

伯文書の発給地に関しても、受益者と同様の調査を行なった。現存する伯文書のうち、約半数に発給地が記載されている。記載されている発給地のうち、時期にかかわらず、約 90% が都市的な集住地であった。この場合の都市的な集住地とは、中小都市もふくめ、地図において点で表されるような、特定地域の中心となる地点と考えている。

その上で 10 年ごとに変化をおってみると、時期によって明確な変化が認められた。1070 年代最初に発給地として現れるのは、フランドルを代表する大都市である。加えて、1080 年代には、中小都市も確認できるようになる。以降、発給地の数も地域的広がりも増していく。1100 年代には北海沿岸部の存在感が増し始め、1120 年代には東西南北のバランスがとれてくる。1150 年代には、地域にかかわらず全体的に都市が発給地となる頻度が上昇し、1160 年代には北部の大都市ブリュッヘへの集中が確認された。先述のように、受益者としては存在感の薄かった北部の中心都市ブリュッヘが、伯文書の発給地としては一大中心地となっている。

この特徴は、100 年間の情報を総合してみても確かめられた。情報を総合した結果他にも確認できたのは、3 点である。すなわち、特に北西部つまり北海沿岸部が最も頻繁に確認できること、同時に、頻度は落ちるものの東部および南部つまり内陸部も確認できることである。したがって、全体として東西南北のバランス、そして沿岸部と内陸部のバランスがとれていた。今後、先述の受益者に関する情報とより詳細に比較対照して、共通点と相違点の意味を考えていく必要がある。その前に、沿岸部をはじめとして、各地域が当時どのような特徴をもつ地域であったのかについて、経済史や教会史などの研究成果にも学びながら、明確にしなければならない。

#### (4) 伝来過程

最後に、現存状況と発給状況をつなぐ作業の第一歩として、主要な文書館とカルチュレールに伝来している文書の伝来過程を調査した。すると、現存状況の確認のみから得られた印象とは異なる事実も確認された。何より、カルチュレールのみならず文書館に関して

も、発給地か受益者のいずれかの点で文書館の存在する地域に直接関連するケースが多かった。ゆえに、考慮すべきは、現存状況の調査で想定された近世以降のアーカイヴズ史の影響と並んで、あるいはそれ以上に、文書発給当時の状況および以降の筆写や編纂の過程である可能性が高い。

次に印象的であったのは、主要な文書館ごと、カルチュレールごとに、その伝来過程は多種多様であるということである。伯文書のオリジナルか単体の写本を保管している文書館のうち、主な3つの文書館の間でも、次の点に関して違いが認められた(9)。保管されているのはオリジナルと写本のいずれが多いのか、オリジナルが現存する場合カルチュレールや単体の写本が作成されているか、作成されているとすればどちらの形態が多いのか。以上の点をめぐる違いは、受益者によって、くわえて文書館によって生み出されたと考えられる。今後、受益者である修道院や教会について、さらに個々の文書館についても調査を行っていきたい。

また、主な5つのカルチュレールについても、その伝来過程は様ざまであった(10)。一度カルチュレールが作成されると、その後も繰り返しカルチュレールが作成または筆写されていることもある。その後写本やカルチュレールに筆写されるのは、一部の文書のみというケースもある。以後はほとんど筆写作業が認められず、そのカルチュレールが唯一の伝来媒体という場合もある。また、伝来媒体が、**Liber** と呼ばれていることもある。

このように、主要な事例だけをみても、伯文書の伝来過程は、単体のオリジナルや写本であれ、カルチュレールに収められているのであれ、極めて多様性に富んでいた。今後は、重要と思われる事例については、一つの切り口による調査分析におわらず、個別具体的に伝来過程をたどっていく必要がある。

## おわりに

今回の作業をふまえると、今まで報告者が「伯の文書集」として素朴に使用していた刊行史料集は、もはや単純に「伯の文書局の活動成果」とはみなせない。むしろ、少なくとも文書集の半分は、伯の文書を受取った受益者である教会や修道院が、それぞれに固有の動機や理由にもとづき、特定の文書を後まで単体で保存しようと考えた、もしくはカルチュレールに入れようと考えた、その成果であった。そもそもオリジナルの伯の文書も、受益者サイドから伯に対する働きかけでうみ出されたものが大部分なのである。「伯の」文書集の少なくとも半分が表しているのは、文書の生成から数々の変容をへた現存にいたるまでの、伯の、もしくは伯の文書局のイニシアティブの強さというより、むしろ受益者である修道院や教会の能動性の高さであると言えるのではないか。

加えて、後代のフランスとベルギー両国のアーカイヴズ史の成果、両者に違いが存在したのかどうかについても、今後の課題としたい。文書集のもう半分が、この点に関わる。のみならず、伯の文書集刊行に携わってきているのは、ベルギー北部オランダ語圏フランデレンを代表する研究者たちである。伯の文書集は、いわば「20世紀後半に地域としての

自覚をたかめるフランデレンがうみだしたカルチュレール」とみなしうるのではないか。今後この文書集を活用する際には、文書の伝来過程や文書集の編纂の背景に今回の調査からうかがえた特徴があることを、むしろ積極的に利用していかなくてはならない。その際、つねに、3つの可能性が考えられることを念頭に置く必要がある。第1に、伯文書の発給当時の状況が直接現存状況につながっている可能性。第2に、発給の後のカルチュレールなどへの編纂過程が現状に大きな影響を与えている可能性。第3に、より後代の近世以降近現代史におけるアーカイヴズ史が現状に反映されている可能性である。

その上で、第1に、11-12世紀当時のフランドル伯の統治の実態をふまえつつ、文書の伝来状況の濃淡を明らかにする。この作業を進めることで、伯の文書局の組織体としての、もしくはより緩やかな書記集団としての全体像に近づいていきたい。また、この作業の結果、文書局スタッフのバックグラウンド、たとえば地域的・文化的背景、あるいは個々の受益者が独自に育んでいたはずの教会・修道院文化にも接近できるのではないか。加えて、11-12世紀フランドル伯の文書局の成立や活動と密接に関連していた、律修参事会教会運動のもつ意味も考えていきたい。

第2に、新たな課題として、今回の調査で顕著であった特徴に関して、史料論の可能性をも探っていきたい。具体的には、今回の調査項目で上位にあがった、受益者側の修道院、カルチュレール、文書館などを対象にできるのではないか。

最後に、今回の調査は、刊行されている文書集のみを用いたので、不十分なものに終わった。やはり、オリジナル、写本、カルチュレールの現物を手にして考察する必要がある。現在までの研究では、オリジナルが現存する文書については伝来過程における変容を追跡する作業は行われていない。そこで、当時としては珍しく伯の文書局で作成された文書について、オリジナルが現存している文書も含めて伝来過程において何がどのように変容していくのか、そのプロセスを追うことにも挑戦してみたい。

(註)

- (1) 報告者はこれまで尚書部、証書および受給者と表記してきたが、本稿では文書局、文書および受益者に統一する。
- (2) 本稿は、研究会での報告内容に、その際いただいた多くのご教示のうち自分なりに対応しえたものについて、変更を加えたものである。より詳細な調査データについては、改めて公表したい。
- (3) 稀に、都市のカルチュレール、特定地域のカルチュレール、「くに」としてのフランドルのカルチュレールなども確認される。
- (4) 第1位に、パリの *Bibliothèque Nationale*、第3位にリル *Lille* の県立文書館が確認できる。第2位は、ベルギー国内のヘントの市立文書館である。
- (5) 第1位が *cartulaire de l'abbaye de Bourbourg*、第2位が *cartulaire de l'abbaye de Watten*、第3位が *Grand Cartulaire de Saint-Bertin*、第4位が *cartulaire de l'abbaye de Saint-Amand*(Liber

albus)、第5位が *cartulaire de Saint-Nicolas de Furnes* である。

(6) この地域から生まれた文化的産物としては、*Liber Floridus* と呼ばれる百科事典的な著作、当時のフランドル伯の印章のデザイン（文献[11]）、伯の文書局の主要スタッフなどがあげられる。

(7) 第1位が *Bourbourg* の大修道院、第2位が *Saint-Bertin* 大修道院、第3位が *Gand* の *Saint-Pierre* 大修道院、第4位が *Watten* の *O.-L.-Vrouw* 教会である。

(8) 第1位が *Gent*、第2位が *Bourbourg*、第3位が *Saint-Omer* である。

(9) 上記の註(4)にあげた3つの文書館や図書館である。

(10) 上記の註(5)にあげた5つのカルチュレールである。

〈主要参考文献〉

【刊行史料】

[1] De Hemptinne, Th. & Verhulst, A. *De oorkonden der graven van Vlaanderen (Juli 1128 - September 1191) II. Uithave--Band I Regering van Diederik van Elzas (Juli 1128-17 Januari 1168)* (1988 Brussel).

[2] Koch, A.C. F., “Actes des Comtes de Flandre de la période de 1071 à 1128”, *Bulletin de la Commission royale d’Histoire*, 122 (1957), nn. 3-4, pp. 272-278.

[3] Pirenne, H. ed., *Histoire du meurtre de Charles le Bon, comte de Flandre (1127-1128) par Galbert de Bruges suivie de poesies latines contemporaines publiées d’après les manuscrits* (Paris 1891).

[4] Rider, J. ed., *Galbertus notarius Brugensis, De multro, traditione, et occisione gloriosi Karoli comitis Flandriarum, Corpus Christianorum, Continuatio Mediaevalis CXXXI* (Turnhout 1994).

[5] Vercauteren, F., *Actes des comtes de Flandre 1071-1128* (Bruxelles 1938).

【研究文献】

[6] De Hemptinne Th. & Vandermaesen, M., “De ambtenaren van de centrale administratie van het graafschap Vlaanderen van de 12e tot de 14e eeuw”, *Tijdschrift voor geschiedenis*, 93-2 (1980), pp. 177-209.

[7] De Hemptinne, Th., Prevenier, W., & Vandermaesen, M., “La chancellerie des comtes de Flandre (12de-14de siècle)”, in: *Landesherrliche Kanzleien im Spätmittelalter, Referate zum VI. Internationales Kongreß für Diplomatik, München 1983* (München 1984), pp. 433-454.

[8] De Hemptinne, Th., “De grafelijke Kanselarij”, in: Prevenier W. & Augustyn, B. eds., *De gewestelijke en lokale overheidsinstellingen in Vlaanderen tot 1795* (Brussel 1997), pp. 81-94.

[9] Dhondt, J., “Développement urbain et initiative comtale en Flandre au XIe siècle”, *Revue du Nord*, 30 (1948), pp. 133-156.

[10] Lyon, B. & Verhulst, A. E., *Medieval Finance, a Comparison of financial Institutions in northwestern Europe* (Providence 1967).

- [11] Milis. L., “Justus ut Palma Symboliek als politiek-ideologisch wapen op de zegels van Diederik et Filips van de Elzes, graven van Vlaanderen (1128-1191)”, *Sacris Erudiri*, t. 25, 1982, pp. 27-47.
- [12] Milis. L., *Religion, Culture, and Mentalities in the Medieval Low Countries Selected Essays* (Turnhout 2005).
- [13] Nishimura, Y., “The 'Grand Charters' by the Counts of Flanders in the Twelfth Century”, in: *The Fourth Japano-Korean Symposium on Medieval History of Europe*, 1997. May, pp. 32-53.
- [14] Pirenne, H., “La chancellerie et les notaires des comtes de Flandre avant le XIIIe siècle”, *Mélanges J. Havet* (Paris 1895), pp. 742-746.
- [15] Prevenir, W., “La chancellerie des comtes de Flandre dans le cadre européen a la fin du XIIe siècle”, *Bibliothèque de l'école des chartes*, CXXV (1967), pp. 34-93.
- [16] Reusens, E., “Les chancelleries inférieures en Belgique depuis leur origine jusqu'au commencement du XIIIe siècle”, *Analectes pour servir a l'histoire ecclésiastique de la Belgique*, XXVI (1896), pp. 118-129.
- [17] Rider, J., *God's Scribe: The Historiographical Art of Galbert of Bruges* (Washington, D.C., 2001).
- [18] Ross, J. B. ed., *Galbert of Bruges, The Murder of Charles the Good, Count of Flanders*, rev. ed. 1967; rep., Medieval Academy Reprints for Teaching, 12 (Toronto 1988).
- [19] Verhulst, A. & De Hemptinne, Th., “Le chancelier de Flandre sous les comtes de la maison d'Alsace(1128-1191)”, *Bulletin de la Commission Royale d'Histoire*, 141 (1975), pp. 274-275.
- [20] Verhulst, A. & Gysseling, M., *Le Compte Général de 1187, connu sous le nom de « Gros Brief », et les institutions financières du comté de Flandre au XIIe siècle* (Bruxelles 1962).
- [21] 青谷秀紀「フランドル伯シャルル・ル・ボンの殉教—一二世紀前半における君主と支配理念—」『史林』第82巻第1号, 1999年, 36-67頁.
- [22] 青谷秀紀「12世紀フランドルの政治的コミュニケーションと噂・風聞・世論」『ヨーロッパ文化史研究』第9号, 2008年, 1-45頁.
- [23] 斎藤綱子「中世フランドル伯領」『岩波講座 世界講座8 ヨーロッパの成長 11-15世紀』岩波書店, 1998年, 101-123頁.
- [24] 轟木広太郎「紛争のなかの教会—中世フランドルの聖人伝から—」『史林』第82巻第2号, 1999年, 1-31頁.
- [25] 西村由美子「12世紀フランドル伯領の伯役人と都市」『比較都市史研究』第17巻第1号, 1998年, 15-27頁.
- [26] 西村由美子「12世紀フランドルの政治的転換期—暗殺・復讐そして反乱へ—」『史学雑誌』, 第106編第1号, 1997年, 64-82頁.
- [27] 山田雅彦『中世フランドル都市の生成—在地社会と商品流通—』ミネルヴァ書房, 2001年.
- [28] 山瀬善一「十三世紀末までのフランドル伯の財政」『国民経済雑誌』, 第122巻第6号,



1967年, 1-21頁.

[29] 青山由美子『11-12世紀におけるフランドル伯の尚書部』東京大学大学院人文社会系研究科 博士論文ライブラリー, 2007年.

[30] 『西欧中世文書の史料論的研究 平成20年度研究成果年次報告書』, 2009年.

[31] 『西欧中世文書の史料論的研究 平成19年度研究成果年次報告書』, 2008年.

[32] 『西欧中世文書の史料論的研究 平成18年度研究成果年次報告書』, 2007年.

[33] 『西欧中世文書の史料論的研究 平成17年度研究成果年次報告書』, 2006年.